

2025（令和7）年度佐賀支部事業実施状況について



2 0 2 6 年 7 月
全国健康保険協会佐賀支部

1. 基盤的保険者機能関係

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取組	KPI目標値	KPI（速報値）
I 健全な財政運営			
・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 ・ 医療費適正化等の努力を行うとともに、県や自治体等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。	・ 支部評議会において、令和8年度保険料率に関する論点について丁寧に評議員へ説明の上、評議会意見を聴取し、本部へ評議会意見、支部長意見を提出した。 ・ 令和6年度決算に係る広報とあわせて今後の厳しい財政状況等を加入者・事業主にご理解いただくため、納入告知書同封チラシ等を活用して情報発信を行った。 ・ 佐賀県保険者協議会において、医療費適正化に向けて市町国保と協会けんぽが共同して進める健康づくり事業について事例発表を行った。	(設定なし)	—
II 業務改革の実践と業務品質の向上			
① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底			
・ 健康保険証とマイナンバーの一体化及び電子申請等の導入に即した事務処理体制を構築する。 ・ 業務量の多寡や優先度に対応するため、すべての職員の多能化を進め、事務処理体制を強化することで生産性の向上を図る。 ・ 業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理について、職員の意識改革を促進する。 ・ 自動審査状況等を分析し、事務処理の効率化を図る。 ・ 健康保険制度や各種給付金等の記載方法等について加入者に周知し、迅速かつ円滑な事務処理を実現する。	・ 業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図るため、定期的に勉強会を実施し、知識の習得および職員意識の改革に努めている。 ・ 算定事務説明会や健康保険委員研修会など、協会から発信する機会を積極的に活用し、申請時に誤りの多い項目をテーマに取り上げるなど、事務処理の効率化に向けた周知を行った。	(設定なし)	—

1. 基盤的保険者機能関係

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取組	K P I 目標値	K P I （速報値）
② サービス水準の向上			
- すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 - 受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化や質の向上を推進し、加入者や事業主らの相談・照会についての確に対応する。 - 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。また、2026（令和8）年1月に電子申請を導入する。 「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。	- サービススタンダードについて、安定した業務処理体制で維持運営できたことにより100%達成を継続できた。 - 電話対応職員のスキル向上のため、定期的に勉強会や職場討議を実施し、丁寧な説明を心がけるなど質の向上に取り組んだ。併せて電子申請による申請についてのご案内を積極的に行った。 - 電話対応について、お客様満足度向上を目的とした架電によるモニタリング調査結果を受け「項目別満足度」を分析し、改善策を朝礼や回覧で展開して意識づけを行った。	①サービススタンダードの達成状況を100%とする。 ②サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する。 ③現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする。	サービススタンダード ◎100%【3月末】 （前年度：100%） 平均所要日数 ◎5.13日【3月末】 窓口受付率 ◎8.9%【3月末】 （前年度：10.6%）

1. 基盤的保険者機能関係

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取組	K P I 目標値	K P I （速報値）
③ 現金給付等の適正化の推進			
・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、業務マニュアルにもとづき、年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行う。 ・現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化P T（支部内に設置）において内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。 ・海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。 ・柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、不正が疑われる施術者については地方厚生局へ情報提供を行う。 ・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書により施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。 ・被扶養者資格の再確認について、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への電話、文書での勧奨を強化し、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。 ・これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、審査・確認業務の正確性と迅速性を高めるため、本部主催の管理者・担当者に対する業務研修に積極的に参加する。	・傷病手当金と障害年金等や労災の休業補償給付との併給調整について、進捗管理を徹底し、調整漏れのないよう適正給付に取り組んだ。 ・支給決定後の事後調査で、資格喪失後に傷病手当金等を継続して受給している者が再就職している事案や標準報酬月額が大幅に改定されている事案について、保険給付適正化PTで内容の精査・確認を行ったところ、不正等はなかった。 ・海外出産育児一時金について、厳格な書類審査の徹底に取り組み、不正防止に努めた。 ・柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回受診の申請書を重点的に審査し、加入者に対する文書照会および施術所あてに申請書を返戻して確認を行うなど適正化に取り組んだ。また、あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費については、同意書の確認を徹底し、長期かつ頻回受診の申請を中心に不備等があれば返戻するなど適正化に取り組んだ。 ・被扶養者資格再確認について、マイナンバーを活用し、扶養解除の可能性の高い、①健康保険の資格が重複している者、②同居が要件となっている続柄のうち、世帯番号が被保険者と相違している者、③課税収入額が扶養の範囲を超えている者に絞って再確認業務を実施した。結果、対前年度比で対象者数は10分の1程度となったにも関わらず、被扶養者の解除人数は約3倍と効果的、効率的に実施することができた。（全国） また、未送達となった事業所4件について、所在地調査等を行いすべて送達完了となった。	(設定なし)	—

1. 基盤的保険者機能関係

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取組	K P I 目標値	K P I （速報値）
④ レセプト点検の精度向上			
・レセプト内容点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的かつ効率的なレセプト点検を推進する。 ・レセプト内容点検の自動点検マスタの更新を毎月行い、システムを最大限に活用した点検を実施する。 ・社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有するとともに、高点数レセプトの点検を強化する等、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に審査する。 ・社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。 ・勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。 ・資格点検、外傷点検について、レセプトの返戻や返還請求、加害者・損害保険会社に対する損害賠償金請求を適正かつ確実に実施し、医療費の適正化に取り組む。	<内容点検> ・自動点検結果や自支部マスタについて、毎月の傾向を全点検員で検討会を開き、意見の集約を行い、メンテナンスを実施し、少しずつ効率的な自動点検を行うことができた。 ・本部から提供される支払基金のレセプト審査区分ごとの再審査査定結果について、再審査率の高い「目視対象レセ」を優先に点検することにより、効率的に点検することができた。 ・他支部の高額査定事例の周知・共有を図り、5,000点以上の高点数レセプトを優先した点検を実施した。 ・福岡、長崎、佐賀の3支部合同歯科研修や査定事例を中心とした外部講師による医科研修を行い、知識の習得および疑義解決に向けて非常に効果的であった。 <資格点検> ・資格エラーの全件チェックを実施し、無資格受診者等への返還請求を確実に実施した。 <外傷点検> ・外傷点検および負傷原因照会を適切に実施し、「第三者行為による傷病届」の未提出者については、通常の催告に併せて弁護士名催告を活用し、損害賠償請求等の強化を図った。	①協会のレセプト点検の査定率 （※）について対前年度以上とする （※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額 ②協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする	査定率 ●0.096%【3月末】 （前年度：0.100%） 1件当たりの査定額 ●7,402円【3月末】 （前年度：7,980円）

1. 基盤的保険者機能関係

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取組	K P I 目標値	K P I （速報値）
⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化			
- 発生した債権（返納金・損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づいた、文書・電話催告等による早期回収に取り組むほか、保険者間調整を積極的に活用するとともに、弁護士と連携した効果的な催告及び費用対効果を踏まえた法的手続きの積極的な実施により、債権の回収率向上を図る。 - 債権の適切な管理、回収率の向上を目的とした、債権管理回収事務研修会に参加し、職員のスキルアップを図る。 - オンライン資格確認による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所からの早期の届出について、日本年金機構と連携し周知広報を実施する。	<債権管理・回収業務> - オンライン資格確認により資格喪失後受診が全国的に増加する中、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づいた、文書・電話催告等による早期回収に取り組むほか、各種スキーム（保険者間調整、弁護士名催告、法的手続等）を積極的に活用したことにより回収強化が図られた。 - 資格喪失届提出時の保険証の添付や資格喪失後受診による返納金の発生防止のためには、オンライン資格確認の円滑な実施が重要であることから、事業主からの資格関係届の早期届出について、日本年金機構へ周知徹底についての協力依頼を実施した。	返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする	返納金債権回収率 ●83.79%【3月末】 （前年度：88.74%）

1. 基盤的保険者機能関係

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取組	K P I 目標値	K P I （速報値）
Ⅲ）ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の推進			
i) オンライン資格確認等システムの周知徹底 - 医療DXの基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。特に、2023（令和5）年1月より運用が開始された「電子処方箋」については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。 - マイナンバーが未登録の加入者に対して、事業主を通じた効果的なマイナンバー登録勧奨を実施する。 ii) マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応 2025（令和7）年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が終了することに伴い、より一層のマイナ保険証の利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書・資格情報のお知らせ等を遅延なく、円滑な発行等に取り組む。特に、経過措置が終了しても、全ての加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナ保険証利用の登録をしていない加入者に対して、経過措置期間終了前に資格確認書を発行する。 iii) 電子申請等の導入 2026（令和8）年1月の電子申請等の導入について、加入者や事業主が正確な知識のもと安心して利用できるよう、事業主・加入者に対して幅広く広報を行う。 Ⅳ）ＤＸを活用した事業の推進 - マイナンバーを活用した被扶養者資格の再確認について、検討された効果的な方法等について周知する。	ii) マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応 - マイナ保険証の利用促進について、各種説明会や研修会等での周知および納入告知書同封チラシやメールマガジン等による広報を行った。 - 令和7年12月2日以降は健康保険証が使用できなくなることから、マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある加入者に対しては、本人の申請によらず、令和7年8月下旬から9月上旬に被保険者住所宛に送付した。 iii) 電子申請等の導入 - 電子申請の利用促進について、効果的に認知度を高めるため、申請書送付時の電子申請チラシの同封や窓口来訪者へ電子申請チラシの配布を実施した。また、年金機構や社労士会主催の各種説明会や研修会等での周知および納入告知書同封チラシやメールマガジン等による広報を行った。 Ⅳ）ＤＸを活用した事業の推進 - 扶養解除の可能性の高い、対象者に絞って再確認業務を実施した。効率的に実施できた	(設定なし)	—

2. 戦略的保険者機能関係

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取組	KPI目標値	KPI（速報値）
I) データ分析に基づく事業実施			
① 医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上			
- 医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。 - 地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。 - 分析成果等を調査研究フォーラムや調査研究報告書の掲載等に積極的に応募し、支部が取り組む調査研究について、内外に広く情報発信する。 - 職員を本部において開催される医療費・健診データ等の分析方法の説明会や統計分析研修に積極的に参加させることにより、支部における調査研究の質の底上げを図る。	- 佐賀支部の医療費等の動向（令和5年度版）を作成し、支部においてエビデンスに基づく事業を実施するための基礎資料として評議会で報告した。 - 働く世代の健康づくりを連携して行うことを目的に、佐賀産業保健総合支援センターと連携協定を締結した。（10月） - 支部分析担当者の能力向上のため、ブロック別で分析体制を整えることとし、積極的に互いを補完し合う関係を構築しながらレベルを維持・向上させるよう、研修や打合せを行った。	（設定なし）	—
② 保険者努力重点支援プロジェクト			
データ分析や事業企画等を本部とプロジェクト対象3支部（北海道、徳島、佐賀支部）が連携して検討・実施する「保険者努力重点支援プロジェクト」について、医療・公衆衛生・健康づくり等に精通した外部有識者の助言を得ながら、2024（令和6）年度に開始した保険料率上昇の抑制が期待できる事業について、効果的な手法等の確立を目指す。	- 本部と連携のもと、外部有識者の助力を得た医療・健診等データを用いて、支部間の医療費格差等の要因分析等を実施し、支部の課題に応じた施策事業を継続実施した。 - 令和7年度においては、次の事業を実施した。 - 喫煙習慣のある被保険者に対する個別の情報提供 35～39歳の被保険者に対する個別の情報提供（生活習慣の改善や発症予防に向けた運動及び食生活の情報提供）	（設定なし）	—

2. 戦略的保険者機能関係

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取組	K P I 目標値	K P I（速報値）
③ 地域保険等と協働した事業（地域・職域連携）の推進			
・職域保険である協会けんぽと地域保険である国民健康保険が協働して健康意識の啓発等を行うことにより、地域住民全体の健康度向上を目指す。 - 国民健康保険中央会及び佐賀県国民健康保険団体連合会並びに鳥栖市と協働し、2023（令和5）年度末に開始した保健事業等に関するモデル事業（地域保険と連携したモデル事業）については、当該事業を着実に進展させるほか、新たな取組として、こども健康教育事業について検討を進め、年度内実施を目指す。	・令和5年度から佐賀県鳥栖市と委託契約を結び、鳥栖市在住の佐賀支部加入の被扶養者に対し「特定保健指導の利用勧奨、未治療者の受診勧奨」および「特定保健指導」を実施し、着実な実績を築いている。 （※未治療者受診勧奨：20名、特定保健指導：15名実施） ・令和7年度から新たに基山町、上峰町とも委託契約を結び、東部の主要地区についても連携を開始した。 ・鳥栖市と共同で鳥栖市内の小学校2校へ若年層からの健康づくり定着を目指したこども健康教育を実施。（12月）	（設定なし）	—
II）健康づくり			
① 保健事業の一層の推進			
第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組 ・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コロナヘルスの取組（がばい健康企業宣言）」を柱として策定する第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、6か年計画の上位目標（糖尿病による人工透析の新規導入者の減少）達成に向けて着実に実施する。実施に際しては、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。 ii）保健事業の充実・強化に向けた基盤整備 ・自治体や教育委員会等と連携しつつ、SDGsの視点も踏まえ、小学生等へのこども健康教育に取り組む。	【第2期計画の実施状況及び取り組みの中で生じた課題】 ・人工透析の新規導入者は減少傾向にあるが、代謝リスク保有者の割合（減少）が改善されていない。 ・健診で糖尿病等が疑われても約6割が放置している。 ・人工透析の新規導入者には糖尿病以外の患者も存在する。 【第3期計画の方針】 ・糖尿病等未治療者への受診勧奨の推進 ・メタボリックシンドローム（予備群含む）以外で代謝リスクが高い集団や若年層への対策 ・CKD対策が必要かどうかの検討（第3期の中間評価時）	（設定なし）	—

2. 戦略的保険者機能関係

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取組	K P I 目標値	K P I （速報値）
② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上			
- 被保険者に対する生活習慣病予防健診について、前年度までに実施された自己負担の軽減や付加健診の対象年齢の拡大等に関し、事業所及び委託している健診機関へ積極的に情報発信し、健診受診率向上を目指す。 - 事業者健診データの取得促進に向けて、都道府県労働局と連携し、未取得事業所への積極的な勧奨を確実に実施する。 - 被扶養者に対する特定健診の実施率向上のため、市町と連携して特定健診とがん検診の同時実施の拡充を進めるとともに、年間を通して受診が可能となるよう、更なる受診環境の充実を図ることにより受診率の向上を目指す。 - 主な重点施策<<健診事業>> ○被保険者 - 健診推進経費を最大限に活用した生活習慣病予防健診の受診勧奨 - 新規の生活習慣病予防健診委託機関の拡大 - 外部委託による事業者健診結果データ取得の取組強化 - 新規適用事業所、任意継続被保険者等への受診勧奨 ○被扶養者 - 支部主催の集団健診の実施（通年） ⇒健診当日保健指導の実施 ⇒インターネット及び専門ダイヤルによる予約受付 ⇒豊富なオプション検査（骨粗しょう症検査及び眼底検査の無料実施を含む） - 特定健診未受診者への受診勧奨（A機関（無料）案内の強化） - 市町と協力した特定健診強化にかかる集団健診の実施案内 - 職場健診を受けた被扶養者の事業者健診データ取得事業	【被保険者】 - 健診推進経費を最大限に活用した勧奨（応募） →47機関中28機関が応募。10機関が目標値を達成。 - 健診機関による生活習慣病予防健診受診勧奨 →12機関により勧奨実施 - 被保険者住所への生活習慣病予防健診受診勧奨 →【新規】過去3年間未受診の者へ健診受診案内ハガキを送付（22,242件）、222名（約1%）の受診に繋がった。 - 新規適用事業所、任意継続被保険者等への受診勧奨 →毎月、対象者を抽出し送付を実施。 - 新規契約機関は1機関（森外科医院） - 外部委託による事業者健診結果データ取得の取組強化 →事業所からの事業者健診データ取得数 2,542件（本事業における取得率24.7%）。本事業を含む事業者健診データ取得総件数は6,577件（前年度比+531件）。 【被扶養者】 - 支部主催の集団健診 →19会場、23日間実施。受診者数_1,649人（前年+448人） ※このうち2日間は、ホテル健診（佐賀・唐津） - 特定健診未受診者への受診勧奨（A機関（無料）案内の強化） →1月時点の未受診者23,140人に送付。 - 職場健診を受けた被扶養者の事業者健診データ取得 →県内在住の被扶養者へ健診受診状況アンケートを送付（20,162件）。回答者のうち、職場健診受診済み（電話番号等の記載あり）の方へ健診結果の提供依頼（文書）、未受診者に対して健診受診勧奨（架電）を実施。アンケートの回答数は、4,213件（20.9%） - 職場健診受診者468名のうち、101件のデータ提供 - 未受診者926名に電話勧奨実施済み（R8.5月末時点）	①生活習慣病予防健診実施率を67.7%以上とする ②事業者健診データ取得率を9.2%以上とする ③被扶養者の特定健診実施率を28.1%以上とする	生活習慣病予防健診受診率 ●63.4%【3月末】 （前年度3月末：61.9%） 事業者健診データ取得率 ●5.7%【3月末】 （前年度3月末：5.2%） 被扶養者の特定健診受診率 ●27.8%【3月末】 （前年度3月末：24.5%）

2. 戦略的保険者機能関係

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取組	KPI目標値	KPI（速報値）
③ 特定保健指導実施率及び質の向上			
i) 特定保健指導実施率の向上 ・2022（令和4）年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。 ・健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。また、特定保健指導の早期実施に向けて、健康意識が高まる健診当日の働きかけを拡充する。 ・ICTを活用した遠隔面談等、特定保健指導を実施しやすい環境づくりを引き続き推進し、対象者の利便性の向上を図る。 ii) 特定保健指導の質の向上 ・第4期の特定保健指導における「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入された）ことから、特定保健指導実施者（保健師等）の質の向上が一層期待される。本部が実施する特定保健指導の満足度調査結果の活用や外部委託機関と合同で実施する研修会等を通じて、保健師等の質の向上を目指す。 ・主な重点施策「保健指導事業」 ○被保険者 ・ICTを活用した特定保健指導専門機関への外部委託の推進 ・健診当日に初回面談が実施できる委託機関の拡大 ・特定保健指導対象者減少を目的とした健診前通知の実施 ・外部委託先との合同研修（好事例の共有）、意見交換会の実施 ・保健指導推進経費を最大限に活用した特定保健指導実施率の向上 ○被扶養者 ・支部主催の集団健診における健診当日保健指導の強化 ・市町（地域）と協会けんぽ（職域）が共同して進める鳥栖市における健康づくり事業（利用勧奨及び保健指導の実施委託；モデル事業）の継続実施	i) 特定保健指導実施率の向上 ・2022年度版標準モデルに沿った特定保健指導利用案内の徹底により、令和7年度の利用案内率は85.4%（前年度比+0.6P）と着実に上昇している。 ii) 特定保健指導の質の向上 ・保健師等の質の向上を図るため、特定保健指導初回面談者への満足度調査（全数）を本部により実施（R7.7-12）。《本部集計の中間結果》 - 特定保健指導全体の満足度に関する設問（満足・やや満足の割合）佐賀支部：93.9%（全国比+2.9P） 主な重点施策《保健指導事業》 ○被保険者 ・ICTを活用した特定保健指導等の専門機関への外部委託の推進→5,015件の利用勧奨を委託し、762件の実績評価に繋がった。 ・特定保健指導対象者減少を目的とした健診前通知の実施→前年度該当者（若年層含む）10,139人に生活習慣改善及び特定保健指導の勧奨を行った。 ・外部委託先との合同研修の実施（R7.7.25）。外部委託機関18機関のうち15機関、25人が参加。改善率向上のためのアウトカム評価を意識した行動目標の立て方について意見交換を実施した。 ・保健指導推進経費を最大限活用した特定保健指導実施率の向上→保健指導推進経費について、前年度実績を上回り、報奨金を得たのは5機関 ○被扶養者 ・支部主催の集団健診における健診当日保健指導の強化→健診当日の分割での特定保健指導を実施したことで、前年度から大幅に増加し目標を達成（実施者数_117人）。 ・国保と連携したモデル事業（市町職員による協会けんぽ加入者（被扶養者）への特定保健指導を実施） 鳥栖市：14名 上峰町（12月～）：1名 基山町（1月～）：1名	①被保険者の特定保健指導実施率を28.6%以上とする ②被扶養者の特定保健指導実施率を16.2%以上とする	特定保健指導実施率（被保険者） ◎26.4%【3月末】 （前年度3月末：23.3%） 特定保健指導実施率（被扶養者） ◎13.5%【3月末】 （前年度3月末：19.9%）

2. 戦略的保険者機能関係

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取組	KPI目標値	KPI（速報値）
④ 重症化予防対策の推進			
- 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）」の上位目標（人工透析の新規導入者の減少）達成に向けて、糖尿病、高血圧症、LDLコレステロール高値未治療者の確実な受診を促す。 - 外部委託及び直営による一次及び二次勧奨対象者への電話勧奨を強化する。 - 健診受診後すみやかに、かつ適切な受診につなげるため、健診機関による未受診者への受診勧奨を促進する。 - 従業員への受診勧奨促進のため、文書による事業主への受診勧奨協力依頼を実施する。 - 糖尿病性腎症重症化予防事業について、佐賀県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、主治医と連携した取組を実施する。また、取組参加への障壁となっている要因を探り、参加を促すために必要な施策を検討する。 - 市町（地域）と協会けんぽ（職域）が共同して進める鳥栖市における健康づくり事業（受診勧奨委託：モデル事業）を継続して実施する。	【未治療者への受診勧奨】 - 専門機関への文書勧奨業務委託を実施（5,157件） 文書勧奨ののち、直営保健師等による電話勧奨を実施（3,059件） 【新規】健診機関による要治療者への0（ゼロ）次勧奨の実施 →20機関と契約、911件の勧奨を実施 - 事業主の健康意識の醸成及び従業員への受診勧奨促進のためのチラシを作成し、R8年度生活習慣病予防健診の案内と一緒に全事業所に送付。 【糖尿病性腎症重症化予防】 - 佐賀県糖尿病重症化予防プログラムに基づき、主治医と連携した取り組みを実施する。 →3名参加あり。 - 国保と連携したモデル事業（市町職員による協会けんぽ加入者（被扶養者）への特定保健指導を実施） 鳥栖市：13名 上峰町（R7.12.1～）：2名 基山町（R8.1.21～）：1名	血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする （※）2025（令和7）年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く	受診した者の割合 ● 36.9% （前年度3月末：37.6%）

2. 戦略的保険者機能関係

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取組	K P I 目標値	K P I（速報値）
⑤ コラボヘルスの推進			
- 健康宣言について、健康宣言事業所数の拡大とともに、健康宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。 - 地方自治体等と連携した取組について、県や市町の健康増進計画等も踏まえ推進する。 - 中小企業における健康づくりを推進するため、商工会議所や業界団体等との周知広報における連携の継続と拡充を図ることにより、健康づくりの取組の充実を図る。 - メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に実施することにより、事業所における取組の底上げを図る。	【健康宣言事業所数の拡大】 - 連携協定締結済の佐賀県や損害・生命保険会社等と連携した新規健康宣言にかかる普及促進を図った。 【健康宣言の取組充実】 - がばい健康企業宣言2025優良企業認定数 488社 - 優良企業認定数、前年度比61社増（前年度427社） - 佐賀県主催「佐賀さいこう表彰（健康経営部門）」にがばい優良認定事業所から5社推薦、内3社が県知事表彰受賞 - 経済産業省が主管する「健康経営優良法人2025」において、がばい企業宣言事業所より大規模法人部門5社、中小規模法人部門93社（内ブライト500：2社、ネクストブライト1000：3社）が認定。 【メンタルヘルス対策】 - 佐賀産業保健総合支援センターと連携協定を結び、メンタルヘルス対策の効果的な取組として、LINEやメルマガでのメンタルヘルスセミナーの案内を実施。また、がばい企業宣言の実施結果レポートの送付の際、両立支援にかかるリーフレットを同封するなど、広報において連携を行った。	健康宣言事業所数を980事業所（※）以上とする （※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数	健康宣言事業所数 ◎ 1,035事業所 （前年度：994事業所）

2. 戦略的保険者機能関係

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取組	K P I 目標値	K P I（速報値）
Ⅲ）医療費適正化			
① 医療資源の適正使用			
i) ジェネリック医薬品の使用促進 ・加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組む。 ・医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリーについて、その導入状況等を踏まえ、地域の実情に応じて保険者としてできる取組を推進する。 ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進 ・国の方針（※）を踏まえ、2024（令和6）年度パイロット事業結果を参考にバイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。なお、事業開始にあたっては、県や自治体、他の保険者の動向等について情報収集を行い、連携した取組を進める。 （※）「2029（令和11）年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にすることを目指す」 iii) 上手な医療のかかり方 ・医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、他保険者の取組状況等を確認の上、加入者への周知・啓発を図る。 ・ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）、抗菌薬の適正使用及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、県や自治体、他保険者と情報等を共有するとともに、医療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。 i)～iii)の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。	i) ジェネリック医薬品の使用促進 iii) 上手な医療のかかり方 ・社会保険・労働保険事務説明会（県内7会場）および年金委員・健康保険委員研修会（県内5会場）において、来場者にジェネリック医薬品の制度改正や利用促進、上手な医療のかかり方について情報提供を実施。（6月、11月） ・0歳の乳幼児を扶養認定された被保険者宛に、医療機関への適正受診に係る情報冊子やジェネリック医薬品の使用促進に係る小冊子を送付（7月、11月、2月） ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進 ・佐賀県業務課へ訪問、事業概要や医療機関訪問予定の説明および意見交換を実施（9月） ・佐賀県病院薬剤師会へ訪問、事業概要や医療機関訪問予定の説明および意見交換を実施（11月） ・県内影響度が高い4医療機関を訪問、薬剤部長を中心としてバイオシミラー使用促進に向けた意見交換を実施（2月） iii) 上手な医療のかかり方 ・がばい健康企業宣言の優良企業認定事業所による取り組み事例集において、上手な医療のかかり方の内容を含め、加入事業所へ啓発を行った。（12月）	ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で対前年度以上とする （※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする	ジェネリック医薬品使用割合 ◎91.7%【令和8年1月】 （前年度：90.9%）

2. 戦略的保険者機能関係

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取組	K P I 目標値	K P I（速報値）
② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信			
i）医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 ・医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、都道府県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。 ii）医療提供体制等に係る意見発信 ・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議、健康づくりや医療費適正化に関する都道府県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 iii）医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信 ・協会財政の先行きが不透明であることを踏まえ、保険者協議会等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を積極的に行う。	i）医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 ・佐賀県保険者協議会に支部長、企画総務部長等が出席し、佐賀県糖尿病・人工透析予防対策研究事業の事業体制見直しに係る検討状況や市町村国保と全国健康保険協会が共同して進める健康づくり事業に係る協議に参加した。 ii）医療提供体制等に係る意見発信 iii）医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信 ・佐賀県地域医療構想調整会議西部構想区域分科会に企画総務部長が参加し、意見交換を実施（7月・1月） ・佐賀県地域医療構想調整会議東部構想区域分科会に企画総務部長が参加し、意見交換を実施（8月・1月） iii）医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信 ・佐賀県保険者協議会において、データヘルス計画の推進等について協議を行い、各保険者の加入者に対する健康増進に向けた取組について、情報共有を行った。	（設定なし）	—
③ インセンティブ制度の周知及び検証			
・インセンティブ制度の実績について検証を行うとともに、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。	・納入告知書同封チラシで、令和5年度実績結果とインセンティブ制度の仕組みについて加入事業所へ周知を行った ・日本年金機構との合同研修会において、インセンティブ制度の概要と令和5年度結果の周知を行った。（6月、11月）	（設定なし）	—

2. 戦略的保険者機能関係

※KPI ◎ = 達成 ● = 未達成

事業計画（具体的施策等）	主な取組	KPI目標値	KPI（速報値）
IV) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進			
・評価・検証・改善のプロセス（PDCAサイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めている。 ・加入者・事業主、健康保険委員等に対し、全国一高い保険料率という佐賀支部の現状を踏まえた医療費適正化への取組や健康づくりを広報テーマとし、様々な媒体（新聞・テレビ・WEB等）及び県・労働局や業界団体等との連携により幅広く情報発信することによって、生活習慣の改善や医療機関受診における行動変容への動機づけを行う。 ・「令和7年度本部広報計画」に基づき、特に、最重点広報テーマの「令和8年度保険料率改定」、「健診体系の見直し」（現役世代への健診事業の拡充）について、加入者・事業主の一層の理解を得ていけるよう、広報内容や方法を工夫の上、本部・支部で一体的・積極的に広報を行う。 ・また、協会の象徴的位置づけであった健康保険証が新規に発行されなくなることから、より一層「協会けんぽ」の認知度向上やSDGsに資する活動を含めた協会の社会的役割の理解促進に取り組む。 ・広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。また、加入者へ直接届けることができる媒体であるSNS（LINE）、メールマガジンの活用に取り組む。 ・健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について、研修会や広報誌等を通じて情報提供を行う。また、更に健康保険委員の活動を活性化させる取組について検討する。	・協会けんぽ各種事業、健康保険制度の周知用冊子「協会けんぽGUIDE BOOK」を健康保険委員へ送付し、加入者の理解度促進を図った。（7月） ・季節の健康情報冊子を健康保険委員へ送付し、健康づくり・医療・食生活・運動等に関する情報を提供した。（7月・9月・12月・3月） ・協会の象徴的位置づけであった健康保険証の廃止に伴い、新たなアイデンティティとして佐賀支部キャラクター「クスルン」を制作し、更なる認知度向上とブランディング強化を図った。同時にクスルンを活用した健康づくり等啓発動画（ショート15秒 8種類）を制作し、TVCMTVer、YouTube、WEB広告にて配信を実施、またポスターやリーフレットも制作のうえ事業所へ提供等、幅広い広報で加入者の健康づくり改善に向けた機会提供を行った。 ・佐賀支部公式アカウントによるLINE配信により、月2回、登録者へ健康づくり等の情報提供を行った。 ・佐賀労働局や佐賀産業保健支援センター、佐賀県と連携し、健康づくりに関する情報について、メールマガジンでの広報を実施した。 ・佐賀県や佐賀労働局と連携し、事業所のメンタルヘルスケアの一環として「心の健康づくりフォーラム」を開催した。（1月） ・日本年金機構との合同研修会を実施、傷病手当金申請時の注意事項等の情報提供を行うと共に佐賀労働局とも連携して健康づくりや健診に関する啓発を実施した。（11月）	①全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を62.5%以上とする ②健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする	健康保険委員委嘱割合 ◎62.69% (前年度：62.54%) 健康保険委員委嘱事業所数 ●2,342事業所 (前年度：2,343事業所)

3. 組織・運営体制関係

事業計画（具体的施策等）	主な取組	K P I 目標値	K P I （速報値）
I) 人事・組織			
① 人事制度の適正な運用			
目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。	- 人事評価制度を通じて、組織目標の達成を促すとともに、高い実績を上げた職員に対して適正な処遇を行い、職員のモチベーションの維持・向上を図った。 - 個々の職員の目標に対する実績及び能力を定期的に評価し、その結果に基づいて適材適所の人員配置を実施した。	(設定なし)	—
② 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成			
保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修及び支部の課題に応じた支部独自研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。	- 新規採用者（契約職員等）に対する協会職員として順守すべき事項等について研修を実施した。 - 本部主導の研修として、ハラスメント防止研修(10月)、情報セキュリティ研修(7.10.12月)、個人情報保護研修(8.11.3月)、コンプライアンス研修(2月)、メンタルヘルス研修(2月)、リスク管理研修(9.12月)を実施。 - 支部独自研修ファミリートレーニング研修実施。(3月)	(設定なし)	—
③ 働き方改革の推進			
- 協会の職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生充実を柱とした協会の働き方改革を推進する。 - 具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。 - また、法律に基づき本部が策定した一般事業主行動計画に沿って、年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。	毎月の衛生委員会で年次有給休暇の取得状況や超過勤務者の状況を共有し、産業医のアドバイスのもと健康で働きやすい職場の整備に努めた。また、管理職による連絡会議の場でリフレッシュ休暇の取得を推奨する旨の発言が定期的に行われ、議事概要を通して支部全体に周知した。	(設定なし)	—

3. 組織・運営体制関係

事業計画（具体的施策等）	主な取組	K P I 目標値	K P I（速報値）
④ 風通しのよい組織づくり			
職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、グループ間の連携のより一層の強化に向けて、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に取り組み、課題の把握力及び解決力の強化に努める。	- 支部医療費適正化プロジェクトで、新規適用事業所に向けて、生活習慣病予防健診の利用促進や新しい健診体系の周知、健康保険委員の委嘱勧奨を目的とし、職員2名で事業所訪問を実施した。他グループ職員と組み合わせた事業実施をすることで、職員同士の連携も深まった。 - 職員間のコミュニケーション活性化を目的に、支部独自研修のファミリートレーニング研修を実施した。	(設定なし)	—
⑤ インセンティブ制度、支部業績評価を意識した組織運営			
他支部との比較を通じて佐賀支部の業績を向上させ、組織運営の推進を図る。	支部医療費適正化プロジェクトで、新規適用事業所に向けた訪問で生活習慣病予防健診の利用促進や新しい健診体系の周知、健康保険委員の委嘱勧奨に努めた。	(設定なし)	—
II) 内部統制等			
① 内部統制の強化			
本部における階層別研修や支部内研修及びeラーニングを活用し、職員の協会内の内部統制やリスク管理の重要性等について理解と醸成を図る。	- 職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、各階層に求められる役割や知識を習得するための階層別研修を実施。 - 職員の協会内の内部統制やリスク管理の重要性等について、e-ラーニングによる研修を全職員が受講することにより、理解の深化を図った。	(設定なし)	—

3. 組織・運営体制関係

事業計画（具体的施策等）	主な取組	K P I 目標値	K P I（速報値）
② 個人情報の保護の徹底			
- 保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。 - 個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の適正使用と保護の徹底を図る。	- 個人情報保護に対する職員の意識を高めるため、全職員を対象に個人情報保護研修を実施し、個人情報の適正な管理の徹底を図った。 - 個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報漏えい事案等の共有や、自主点検の結果を踏まえた個人情報管理体制の現状把握と問題点の是正等を図るとともに、個人情報の漏えい事案等については、概要と原因を全職員に周知し、リスク管理の重要性及び発生防止の再徹底を行った。	（設定なし）	—
③ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底			
- 協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。 - コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。 - 外部相談窓口（コンプラほっとライン）の周知を継続的に実施し、利用の活性化を図る。	- 全国健康保険協会の行動規範の実践を図るべく、朝礼で全職員による行動規範の読み合わせを行った。 - コンプライアンス研修、ハラスメント防止研修の実施 - コンプライアンス委員会を開催し、支部コンプライアンス管理体制及び自主点検結果の確認を実施。（R7.6） - 令和7年10月の組織規程等改正により、コンプライアンスに係る取組みの検討、審議等はリスク管理委員会にて行うこととし、下期にリスク管理委員会を開催し、支部コンプライアンス管理体制及び自主点検結果の確認を実施。（R8.3） - 外部相談窓口について定期的に周知を行うとともに、執務室内にポスターを掲示した。	（設定なし）	—
④ 災害等の対応			
大規模自然災害等に備え、定期的に緊急時の連絡体制等を確認し、訓練や研修を実施する。	安否確認システムによる非常時への模擬訓練、防災訓練を実施した。	（設定なし）	—

3. 組織・運営体制関係

事業計画（具体的施策等）	主な取組	KPI目標値	KPI（速報値）
⑤ 費用対効果を踏まえたコスト削減等			
・サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。 ・調達に当たって、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。 ・更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。 ・また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。	・5件の入札実施。公告期間設定への配慮や公告後に前年度参加業者への周知を行うことで参加率の向上を図った。 ・一者応札案件は、入札に参加しなかった業者にアンケート又は聞き取りを行い、一者応札の解消に努めた。 ・調達審査委員会を適宜開催し、調達妥当性を審査した。	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする	一者応札割合 ●20.0% （前年度：12.5%）

2026（令和8）年度佐賀支部保険者機能強化予算（修正）



2 0 2 6 年 7 月
全国健康保険協会佐賀支部

2026（令和8）年度 佐賀支部の支部保険者機能強化予算（修正）

令和8年度予算額		通常枠	特別枠
支部医療費適正化等予算	9,605千円	9,605千円	0千円

(円)

区分	管轄	取組名	概要	令和8年度 修正予算額 (増減額)	令和8年度 当初予算額
広報・意見発信	企画	管内全事業所へ配布する チラシ等の作成	管内全事業所に配布の納入告知書へ同封するチラシを作成し、事業所等に健康保険制度や支部の事業内容等の周知を図る	843,590 (▲994,400)	1,837,990
	企画	管内事業所へ配布する ガイドブックの作成	管内事業所に対してガイドブック（共通広報資材）を配布することにより、健康保険制度や各種給付金等の総合的な案内を図る	517,440	517,440
	企画	子育て世代の適正な医療のかかり方 パンフレットの送付	子育て世代をターゲットとした適正医療に関する冊子等を新生児の扶養認定があった被保険者に対して情報提供のうえ、医療費の適正化を図る	651,750	651,750
	企画	心の健康づくりフォーラム	佐賀県等が主催するフォーラムに共催で参画し、加入者の健康増進を図る	107,800	107,800
	企画	健康づくりイベントへのブース出展	佐賀県等が主催する健康づくりに関連するイベントにブース出展し、健康測定器のレンタル等、参加者への健康づくり啓発を図る	237,600	237,600
	企画	佐賀支部加入者の健康課題解消を目指した健康づくり啓発ショート動画の配信等	医療費適正化につながる様々な健康づくり啓発動画を幅広い広報媒体で配信することにより、ヘルスリテラシー向上とともに健康づくりへの行動変容を図る	6,252,400	6,252,400
	企画	佐賀支部LINEアカウント友だち登録者数増加に向けた圧着ハガキ作成業務	佐賀支部LINEアカウントの認知度向上と登録者数増加へと繋げるため佐賀市の全被保険者約40,000件に圧着ハガキによる登録勧奨DMを送付する	994,400 (+994,400)	0

※端数整理の関係上、合計額は一致しません

佐賀支部LINEアカウント友だち登録者数増加に向けた圧着ハガキ作成業務【新規】

■事業概要

佐賀支部LINEアカウントの登録者数は、全国支部と比較して令和8年3月末時点588人とワースト4位であり、情報発信媒体として十分な機能が発揮されているとは言い難い状況にある。

健康情報や制度内容等の配信内容の質向上だけではなく、配信効果を高め、情報提供を継続的に広くお届けしていくためにも、前提となる登録者数の拡大にも注力していく必要があるため、圧着ハガキによるDMをお届けすることで、LINEアカウントの認知度向上と登録者数増加へと繋げるもの。

■令和8年度の事業内容

●送付対象者

佐賀市の全被保険者 約40,000件を送付対象

●発送時期

令和8年8月～令和8年11月



■期待される効果

行動心理を考慮したデザインの圧着ハガキを対象者へ直接送付することにより、協会けんぽ佐賀支部LINEアカウントの認知度向上及び友だち登録者数増加が期待される。また、登録者数が増加すれば、より多くの登録者（加入者）へ情報発信を行うことが可能となり、健康情報や各種制度周知等の到達率向上が期待され、長期的には加入者の健康課題解消をもって、医療費適正化及び協会けんぽ事業への理解促進へと繋げる。